

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2015年12月14日 |
| 【会社名】 | そーせいグループ株式会社 |
| 【英訳名】 | Sosei Group Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表執行役社長CEO 田村 真一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区麹町2丁目4番地 |
| 【電話番号】 | 03(5210)3290(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役副社長CFO 虎見 英俊 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区麹町2丁目4番地 |
| 【電話番号】 | 03(5210)3290(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役副社長CFO 虎見 英俊 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 4,023,351,508円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2015年11月30日付で提出した有価証券届出書及び2015年12月9日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載内容のうち、「第一部 証券情報 第1 募集要項」における発行数、発行価格等が2015年12月14日開催の取締役会において決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
- 3 発行条件に関する事項
- 5 第三者割当後の大株主の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|--------------|---|
| 普通株式 | 508,656株(注)3 | 完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注)1 本普通株式の発行(以下「本第三者割当増資」という。)は、2015年11月30日(月)開催の取締役会決議によります。
- 2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 発行数は、会社法第199条第1項で求められる取締役会決議として、見込数を上記のとおり決定しています。見込数は、後記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」記載の発行価額の総額を、本有価証券届出書提出日の前営業日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値(6,360円)に25%のプレミアムを付した金額(円単位未満を切り捨て。)で除して得た数(1株未満の数について切り捨て。)としております。実際の発行数は、実際の発行価額の総額の予定額(33百万米ドルを2015年12月11日の為替レートで換算した金額)を、実際の発行価格(後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 a. 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性についての考え方」記載の発行価格)で除して得られる数(1株未満の数が生じたときはこれを切り捨てる。)とするべく、改めて2015年12月14日(月)に開催する取締役会において会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定します。

(訂正後)

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|---|
| 普通株式 | 471,284株 | 完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注)1 本普通株式の発行(以下「本第三者割当増資」という。)は、2015年11月30日(月)及び2015年12月14日(月)開催の取締役会決議によります。
- 2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注)3の全文削除

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

(訂正前)

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|--------------|-------------------|---------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 508,656株(注)2 | 4,043,815,200(注)3 | 2,021,907,600 |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 508,656株(注)2 | 4,043,815,200(注)3 | 2,021,907,600 |

(注)1 第三者割当の方法によります。

2 発行数は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」記載の新規発行株式に係る発行数と同様です。

3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項で求められる取締役会決議として、見込額を上記のとおり決定しています。見込額は、33百万米ドルを本有価証券届出書提出時の為替レートで換算した金額としております。実際の発行価額の総額は、33百万米ドルを2015年12月11日の為替レートで換算した金額(但し、発行数を整数とするために、発行価額の総額について必要最小限の調整を行います。)とするべく、改めて2015年12月14日(月)に開催する取締役会において会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定します。

4 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

(訂正後)

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|---------------|---------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 471,284株 | 4,023,351,508 | 2,011,675,754 |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 471,284株 | 4,023,351,508 | 2,011,675,754 |

(注)1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額(発行価額の総額)から上記の増加する資本金の額(資本組入額の総額)を減じた額とします。

(注)2、3の全文削除及び4の番号変更

(2)【募集の条件】

(訂正前)

| 発行価格 (円) | 資本組入額 (円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金 (円) | 払込期日 |
|---------------|---------------|--------|----------------|--------------|----------------|
| 7,950 (注)3 | 3,975 (注)3 | 100株 | 2015年12月16日(水) | | 2015年12月16日(水) |

- (注)1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額(2015年12月14日(月)に開催する取締役会において会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定される33百万米ドルを2015年12月11日の為替レートで換算した金額)を払い込むものとし、
- 3 発行価格は、会社法上の払込金額であり、会社法第199条第1項で求められる取締役会決議として、見込額を上記のとおり決定しています。見込額は、本有価証券届出書提出日の前営業日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値(6,360円)に25%のプレミアムを付した金額(円単位未満を切り捨て。)としております。実際の発行価格は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 a. 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性についての考え方」記載のとおりです。また、資本組入額は資本組入額の総額を発行数で除した金額であり、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」記載の発行数及び資本組入額の総額の決定に合わせて改めて資本組入額を決定します。
- 4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、新株式発行は行われないうこととなります。

(訂正後)

| 発行価格 (円) | 資本組入額 (円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|--------------|--------|----------------|--------------|----------------|
| 8,537 | 4,268.5 | 100株 | 2015年12月16日(水) | | 2015年12月16日(水) |

- (注)1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
- 3 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、新株式発行は行われないうこととなります。

(注)3の全文削除及び4の番号変更

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------------|--------------|-------------------|
| 4,043,815,200(注)1 | 6,000,000 | 4,037,815,200(注)1 |

(注)1 上記各金額は、見込額を記載しており、改めて2015年12月14日(月)に開催する取締役会において会社法第199条第1項で求められる取締役会決議により決定します。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行諸費用の内訳は、弁護士費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用等)の概算です。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 4,023,351,508 | 6,000,000 | 4,017,351,508 |

(注)1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の内訳は、弁護士費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用等)の概算です。

(注)1の全文削除及び2、3の番号変更

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額4,037,815,200円の具体的な使途としては、次のとおり予定しています。

| 具体的な資金使途 | 金額(百万円) | 支出予定時期 |
|-----------------------|---------|-----------------|
| S t a R®を活用した新規医薬品の研究 | 4,037 | 2016年1月~2019年3月 |

< 中略 >

同技術を活用した医薬品の研究に、4,037,815,200円を充当する予定です。

< 後略 >

(訂正後)

上記差引手取概算額4,017,351,508円の具体的な使途としては、次のとおり予定しています。

| 具体的な資金使途 | 金額(百万円) | 支出予定時期 |
|-----------------------|---------|-----------------|
| S t a R®を活用した新規医薬品の研究 | 4,017 | 2016年1月~2019年3月 |

< 中略 >

同技術を活用した医薬品の研究に、4,017,351,508円を充当する予定です。

< 後略 >

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(訂正前)

< 前略 >

- d. 割り当てようとする株式の数
当社普通株式 508,656株(注)1

< 中略 >

(注)1 割り当てようとする株式数は、前期「第1 募集要項 1 新規発行株式」記載の新規発行株式に係る発行数と同様です。

(訂正後)

< 前略 >

- d. 割り当てようとする株式の数
当社普通株式 471,284株

< 中略 >

(注)1の全文削除

3【発行条件に関する事項】

(訂正前)

- a. 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性についての考え方
発行価格につきましては、発行数確定に係る取締役会決議日である2015年12月14日の直前営業日までの直近1か月(2015年11月13日から2015年12月11日までの20取引日)の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して25%のプレミアムを付した金額(円単位未満を切り捨て。以下終値の平均値の記載について同じとします。)と決定する予定です。

< 中略 >

- b. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠
本第三者割当増資により発行する株式数は508,656株(議決権数5,086個)を予定しており、2015年11月30日現在の当社の発行済株式総数16,332,500株(議決権数163,256個)に対して、3.11%(3.12%)の割合で希薄化が生じることとなります。(注)1

< 中略 >

(注)1 発行する株式数は、前期「第1 募集要項 1 新規発行株式」記載の新規発行株式に係る発行数と同様です。

(訂正後)

- a. 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性についての考え方
発行価格につきましては、発行数確定に係る取締役会決議日である2015年12月14日の直前営業日までの直近1か月(2015年11月13日から2015年12月11日までの20取引日)の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して25%のプレミアムを付した金額(円単位未満を切り捨て。以下終値の平均値の記載について同じとします。)と決定しました。

< 中略 >

- b. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠
本第三者割当増資により発行する株式数は471,284株(議決権数4,712個)であり、2015年12月14日現在の当社の発行済株式総数16,345,100株(議決権数163,382個)に対して、2.88%(2.88%)の割合で希薄化が生じることとなります。

< 中略 >

(注)1の全文削除

5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%) | 割当後の所有 株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) |
|---|---|--------------|-----------------------------------|----------------------|---|
| ファイザー製薬株式会社 | 東京都渋谷区代々木3丁目22-7 | - | - | 508,656 (注)3 | 3.02 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木1丁目6-6 | 423,700 | 2.60 | 423,700 | 2.52 |
| ステート ストリート バン ク アンド トラスト カンパ ニー 505041 (常任代理人 香港上海銀行東京支店) | 12 Nicholas Lane London EC4N 7BN UK (東京都中央区日本橋3丁目 11-1) | 390,000 | 2.39 | 390,000 | 2.32 |
| 田村 眞一 | 英国ロンドン | 376,100 | 2.30 | 376,100 | 2.23 |
| バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイビーアール デイ アイエスジー エフィー - エイジー (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行) | Peterborough Court 133 Fleet Street London EC4A 2BB UK (東京都千代田区丸の内2丁目 7-1) | 301,162 | 1.84 | 301,162 | 1.79 |
| 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-11 | 271,100 | 1.66 | 271,100 | 1.61 |
| 五味 大輔 | 長野県松本市 | 250,000 | 1.53 | 250,000 | 1.49 |
| 野村証券株式会社 | 東京都中央区日本橋1丁目9-1 | 242,900 | 1.49 | 242,900 | 1.44 |
| ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノント リーティ クライアント 613 (常任代理人 ドイツ証券株式 会社) | Taunusanlage 12, D-60325 Frankfurt am Main Federal Republic of Germany (東京都千代田区永田町2丁目 11-1) | 217,227 | 1.33 | 217,227 | 1.29 |
| 佐々木 桂一 | 東京都渋谷区 | 176,700 | 1.08 | 176,700 | 1.05 |
| バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント エム エルエス シービー (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行) | 1 Churchill Place London E14 5HP UK (東京都千代田区丸の内2丁目 7-1) | 167,600 | 1.03 | 167,600 | 1.00 |
| 計 | - | 2,816,489 | 17.25 | 3,330,145 | 19.75 |

(注)1 2015年9月30日の株主名簿に基づき記載しております。

2 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数第三位を四捨五入しております。

3 ファイザー製薬株式会社に係る「割当後の所有株式数」は、前期「第1 募集要項 1 新規発行株式」記載の新規発行株式に係る発行数と同様です。

4 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2015年11月30日(月)開催の取締役会決議により決定された本第三者割当増資後の総議決権数168,342個に対する割合です。当該割合は、2015年12月14日に改めて決定される前記(注)3記載の割当後の所有株式数に基づき、改めて算出する予定です。

(訂正後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%) | 割当後の所有 株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) |
|--|---|--------------|-----------------------------------|----------------------|---|
| ファイザー製薬株式会社 | 東京都渋谷区代々木3丁目22-7 | - | - | 471,284 | 2.80 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木1丁目6-6 | 423,700 | 2.60 | 423,700 | 2.52 |
| ステート ストリート バン ク アンド トラスト カンパ ニー 505041 (常任代理人 香港上海銀行東 京支店) | 12 Nicholas Lane London EC4N 7BN UK (東京都中央区日本橋3丁目 11-1) | 390,000 | 2.39 | 390,000 | 2.32 |
| 田村 眞一 | 英国ロンドン | 376,100 | 2.30 | 376,100 | 2.24 |
| バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアール デイ アイエスジー エフイー -エイシー (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行) | Peterborough Court 133 Fleet Street London EC4A 2BB UK (東京都千代田区丸の内2丁目 7-1) | 301,162 | 1.84 | 301,162 | 1.79 |
| 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-11 | 271,100 | 1.66 | 271,100 | 1.61 |
| 五味 大輔 | 長野県松本市 | 250,000 | 1.53 | 250,000 | 1.49 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋1丁目9-1 | 242,900 | 1.49 | 242,900 | 1.45 |
| ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノントリ ティエー クライアント 613 (常任代理人 ドイツ証券株式 会社) | Taunusanlage 12, D-60325 Frankfurt am Main Federal Republic of Germany (東京都千代田区永田町2丁目 11-1) | 217,227 | 1.33 | 217,227 | 1.29 |
| 佐々木 桂一 | 東京都渋谷区 | 176,700 | 1.08 | 176,700 | 1.05 |
| バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント エム エルエス シービー (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行) | 1 Churchill Place London E14 5HP UK (東京都千代田区丸の内2丁目 7-1) | 167,600 | 1.03 | 167,600 | 1.00 |
| 計 | - | 2,816,489 | 17.25 | 3,287,773 | 19.56 |

(注) 1 2015年9月30日の株主名簿に基づき記載しております。

2 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数第三位を四捨五入しております。

3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2015年12月14日(月)開催の取締役会決議により決定された本第三者割当増資後の総議決権数168,094個に対する割合です。

(注) 3の全文削除及び4の番号変更